



入間市一般廃棄物処理業許可証

許可番号	入間市許可第 38 号	
住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号	
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	クリーンシステム株式会社 代表取締役社長 井古田 晃伸	
事業の 範囲	業の区分	収集・運搬(詰替え保管を除く) ・ 処分
	取扱廃棄物の 種類	ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く)
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
許可条件	1 入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。 2 一般廃棄物の収集運搬は、許可車両で行うこと。 3 入間市外で発生した廃棄物を入間市総合クリーンセンターに搬入しないこと。 4 寄居町内中間処理施設(オリックス資源循環株)へ搬入できる一般廃棄物は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さに限る。変更については協議すること。 5 寄居町内中間処理施設(株)アイル・クリーンテックへ搬入できる一般廃棄物は、動植物性残さ、食品循環資源(食リ法)に限る。変更については協議すること。 6 羽村市内中間処理施設(株)西東京リサイクルセンターへ搬入できる一般廃棄物は食品循環資源(生ごみ、厨芥ごみ)に限る。変更については協議すること。 7 その他、市長の指示に従うこと。 8 許可条件に違反したときは、許可を取り消すものとする。	
変更許可年月日	年 月 日	
再交付年月日	年 月 日	

令和6年2月9日付けで申請のありました一般廃棄物処理業については、入間市廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例第21条第1項又は第2項の規定により、上記のとおり許可します。

令和6年4月1日

入間市長 杉島理一郎